



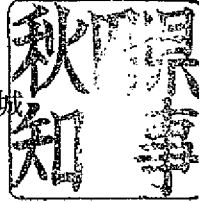
環 政 一 1627

平成16年1月8日

都市計画決定権者

秋田県知事 寺 田 典 城 様

秋田県知事 寺 田 典 城



都市計画道路象潟高速線・仁賀保南高速線の環境影響評価準備書
に係る意見について（通知）

環境影響評価法第20条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価方法書段階から同準備書段階への対象事業実施区域の絞り込み等の際し、環境保全上配慮した事項について、その検討経緯を含め解りやすく環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載すること。
- (2) 事業の実施に当たっては、環境影響評価の結果を踏まえ、設計の段階から環境に対する負荷の低減に努めること。特に国定公園内においては、自然公園法の趣旨を踏まえ、自然環境に与える影響を回避、低減すべく環境保全措置に最大限配慮すること。

2 個別的事項

(1) 大気質

自動車の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果において、「環境影響の程度は極めて小さいものと予測される」と評価しているが、評価書にその根拠等を示し、解りやすい表現にすること。

(2) 騒音

ア 自動車の走行に係る騒音の予測結果において、「環境影響の程度は大きいものと予測される」と評価しているが、評価書にその根拠等を示し、解りやすい表現にすること。

イ 自動車の走行に係る騒音の予測結果において、環境基準を超える地点があり、環境保全措置として遮音壁を採用することとしているが、措置後の予測結果においても環境基準の上限値に極めて近い騒音レベルとなる地点が存在することから、事業の実施に当たっては、道路の位置及び構造並びに遮音壁の設置区間など最新の条件に基づく騒音の予測等を行い、遮音壁の効果や設置区間等の妥当性について確認し、必要に応じ環境監視を行うこと。

また、その旨を評価書に記載すること。

ウ 建設機械の稼動に係る騒音の予測結果において、騒音規制法で規定されている特定建設作業に伴う騒音の規制基準値に近いレベルとなる地点があるが、同基準値は改善勧告又は改善命令の発動要件となる値であることから、工事の実施に当たっては、低騒音工法の採

用など環境影響の低減に努めるとともに、騒音の状況を的確に把握し、その結果を踏まえ適切な措置を講じること。また、その旨を評価書に記載すること。

エ 資材等の運搬車両の通行に係る騒音の予測結果において、環境基準の上限値に極めて近いレベルとなる地点があることから、工事の実施に当たっては、輸送の効率化や適正走行の励行など適切な環境保全措置を講じ、必要に応じて環境監視を行うこと。

(3) 振動

「自動車の走行」、「建設機械の稼働」及び「資材等の運搬車両の通行」に係る予測結果において、「環境影響の程度は極めて小さいものと予測される」と評価しているが、評価書にその根拠等を示し、解りやすい表現にすること。

(4) 動物

重要な魚類及び底生動物に係る影響予測結果において、「河岸に橋脚を建設する際には、ある程度の濁水が発生する可能性が考えられるものの、速やかに希釈・拡散されることから、環境影響の程度は極めて小さいものと考えられる。」と評価しているが、「速やかに希釈・拡散される」とした根拠等について評価書に記載すること。

(5) その他

法面については、できる限り郷土種による緑化を行い、植生の早期回復に努めること。